

委員の改選及び平成 30 年度以降の会議開催予定について

1 委員改選について

県民会議については、現行委員の任期が平成 30 年 3 月 31 日までとなっていることから、平成 30 年度に委員の改選を予定。

第 3 期目となる森林税では、検証・評価の機能が強化されていること、使途が森林の利活用に広がっていることから、より多様な分野の委員で構成されるよう検討。

【県民会議（H29）】

区 分		人数
学識経験者	森林関係	1
	経済関係	1
	税務関係	1
団体	林業関係団体	1
	経済関係	1
	消費者関係	1
森林ボランティア		1
農山村地域		1
公募		2
市町村		2
県議会		1
計		13

【地域会議（H29）】

区 分	人数
学識経験者	2
教育関係者	3
森林・林業団体	16
経済団体・消費者団体	9
NPO・ボランティア	9
森林所有者	7
市町村	10
設計士・工務店	9
木材関係者	6
その他	7
計	78

その他は、環境団体、農業団体、猟友会等

2 検証・評価の実施方法について

平成 29 年 12 月に改正された長野県森林づくり県民税条例（平成 19 年 12 月 27 日条例第 58 号）第 5 条第 3 項において、検証・評価等を行う機関として県民会議及び地域会議を想定。

第 5 条 知事は、毎年度、あらかじめ、長野県森林づくり県民税をもってその経費の財源とする事業（以下この条において「事業」という。）の内容及び目標を定め、公表するものとする。

2 知事は、毎年度終了後、当該年度における事業の実施状況等について検証及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

3 知事は、第 1 項の規定により事業の内容及び目標を定め、又は前項の規定により検証及び評価を行うに当たっては、県民、学識経験者、市町村等により構成される会議の意見を聴くものとする。

(1) 会議の所掌事項

県民会議、地域会議それぞれの設置要綱で規定（H30 年度以降）

ア 県民会議

- ・ 森林づくり県民税を財源とした施策のあり方や毎年度の事業内容及び目標の検討
- ・ 事業実施後の成果の検証及び評価
- ・ 森林税の課税期間終了後の継続の可否
- ・ 森林づくり指針に関する事項

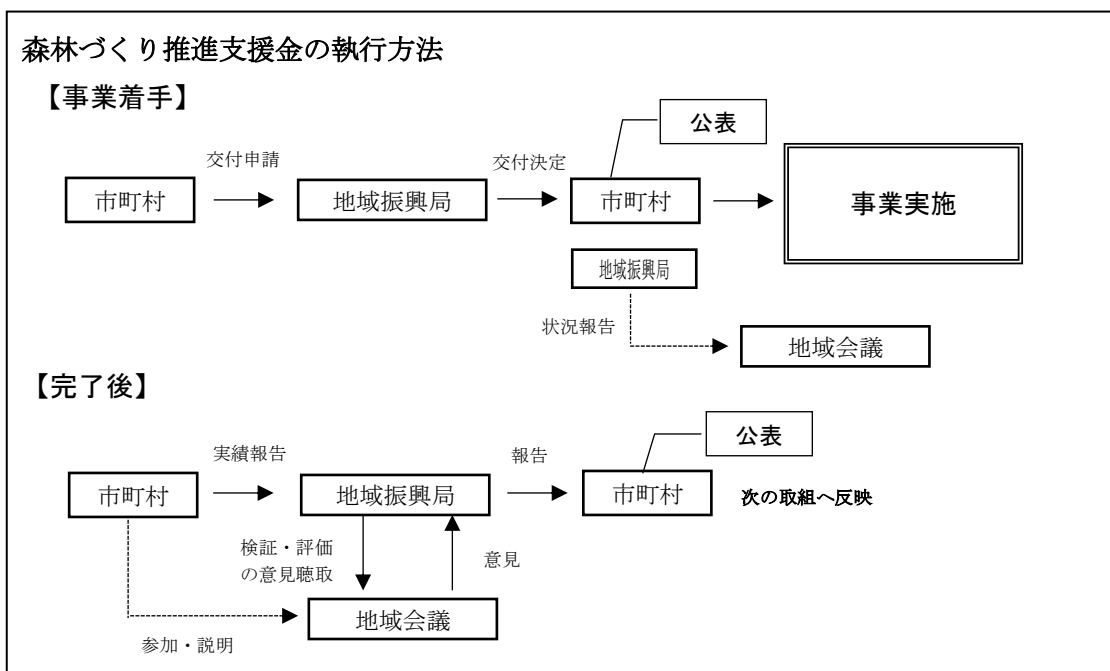
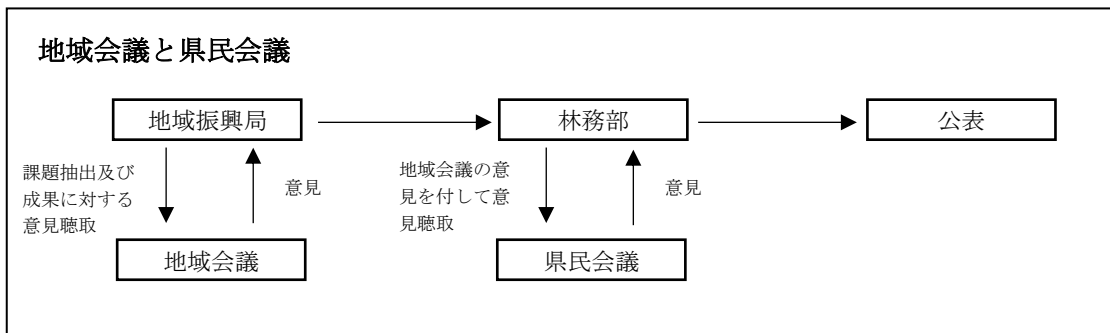
イ 地域会議

- ・ 各地域における森林づくり県民税を財源とした施策のあり方や内容の検討
- ・ 各地域における事業の実施後の成果の検証及び評価
（取組状況の把握、課題の抽出を含む）

(2) 第3期における検証・評価の方法

平成 30 年度から実施する事業については、地域会議で課題の抽出及び成果に対する意見を聴いた上で、県としての検討結果及び評価を取りまとめ、県民会議の意見を聴く。

また、森林づくり推進支援金を活用した事業の内容や目標の公表、検証・評価については、市町村が行うこととし、地域会議への報告や説明を行う。



【年間スケジュール（平年ベース）】

	12	.1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
庁内	○ 庁内会議	事業内容及び目標		● 内容及び目標 (予算成立)	条例5条第1項		◎ 庁内会議	検証及び評価(案)		● 検証及び評価 (検証・評価レポート)	条例5条第2項		◎ 庁内会議
	予算編成				実績取りまとめ		○ 実績公表				予算編成		
第三者機関 (地域会議) (県民会議)	県民会議	条例5条第3項 事業内容及び目標の意見聴取 随時開催					地域会議		県民会議	条例5条第3項 随時開催			
	随時開催			随時開催			随時開催			随時開催			
議会			事業の内容及び目標				実績			検証・評価			
			2定				6定			9定			

※ 庁内推進会議幹事会は随時開催

【平成30年度 地域会議及び県民会議の予定】

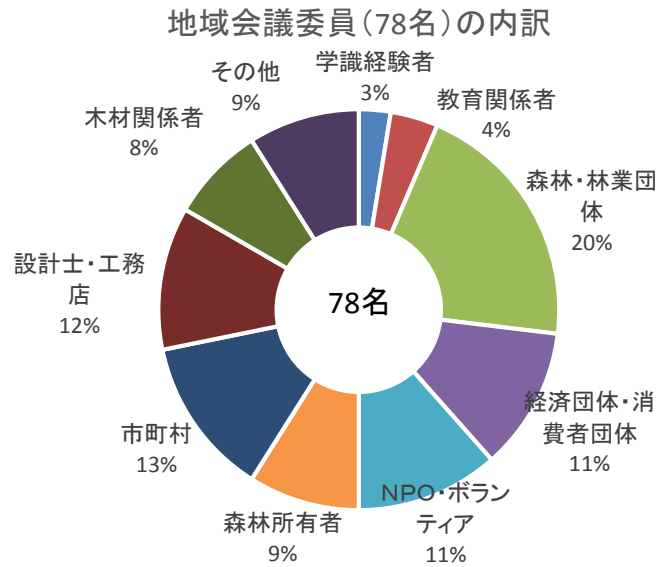
県民会議の開催前に地域会議を開催

	12	.1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
第三者機関 (地域会議) (県民会議)					委員選考、実績取りまとめ			地域会議		随時開催			
					委員選考、実績取りまとめ			前年度実績、本年度計画 森林づくり推進支援金報告		随時開催			
								県民会議		随時開催			
								前年度実績、本年度計画		事業内容及び目標			

みんなで支える森林づくり地域会議【平成29年度】

1 構成員の内訳

区分	人数
学識経験者	2
教育関係者	3
森林・林業団体	16
経済団体・消費者団体	9
NPO・ボランティア	9
森林所有者	7
市町村	10
設計士・工務店	9
木材関係者	6
その他	7
計	78



2 地域別の構成員

区分	佐久	上田	諏訪	上伊那	南信州	木曾	松本	北アルプス	長野	北信	計
学識経験者			1	1							2
教育関係者	1	1								1	3
森林・林業団体	3	2	2	1	1	1	2	1	1	2	16
経済団体・消費者団体	1	1		1	2		2		2		9
NPO・ボランティア	1	1		2		1	1	1	1	1	9
森林所有者			1	1	1	1		1	2		7
市町村	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
設計士・工務店			2	2	1	1		1	1	1	9
木材関係者		1			2		1	1	1		6
その他		1		1		2	1	1		1	7
計	7	8	7	10	8	7	8	7	9	7	78

長野県森林づくり県民税条例

(平成 19 年 12 月 27 日条例第 58 号)

(趣旨等)

第 1 条 この条例は、県土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止等の多面にわたる機能を有する森林から全ての県民が等しくその恵みを受けていること並びにこれらの機能を持続的に発揮させるための森林資源の利用及び活用による継続的な森林づくりが重要であることに鑑み、そのための森林づくりの実施、森林の多様な利用及び活用の推進その他の施策に要する経費の財源を確保するため、県民税に係る長野県県税条例（昭和 25 年長野県条例第 41 号）の特例等を定めるものとする。

2 この条例の規定に基づき長野県県税条例第 22 条及び第 28 条第 1 項に規定する県民税の均等割の税率に加算する額の名称は、長野県森林づくり県民税とする。

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

第 2 条 平成 20 年度から平成 25 年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、長野県県税条例第 22 条の規定にかかわらず、同条に定める額に 500 円を加算した額とする。

2 平成 26 年度から平成 34 年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、長野県県税条例第 22 条及び附則第 11 条の 4 の規定にかかわらず、同条に定める額に 500 円を加算した額とする。

(法人の県民税の均等割の税率の特例)

第 3 条 平成 20 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までの間（以下この項において「特例期間」という。）に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は特例期間における地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 52 条第 2 項第 4 号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、長野県県税条例第 28 条第 1 項の規定にかかわらず、同項の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に、当該額に 100 分の 5 を乗じて得た額を加算した額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における長野県県税条例第 28 条第 2 項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「長野県森林づくり県民税条例（平成 19 年長野県条例第 58 号）第 3 条第 1 項」とする。

(基金の積立て)

第 4 条 知事は、長野県森林づくり県民税に係る収入額に相当する額を、資金積立基金条例（昭和 39 年長野県条例第 15 号）の規定に基づく長野県森林づくり県民税基金として積み立てるものとする。

(検証、評価等)

第 5 条 知事は、毎年度、あらかじめ、長野県森林づくり県民税をもってその経費の財源とする事業（以下この条において「事業」という。）の内容及び目標を定め、公表するものとする。

2 知事は、毎年度終了後、当該年度における事業の実施状況等について検証及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

3 知事は、第 1 項の規定により事業の内容及び目標を定め、又は前項の規定により検証及び評価を行うに当たっては、県民、学識経験者、市町村等により構成される会議の意見を聴くものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(資金積立基金条例の一部改正)

2 資金積立基金条例の一部を次のように改正する。

別表の長野県森林整備地域活動支援基金の項の次に次のように加える。

長野県森林づくり 県民税基金	緊急に行う必要のある森林づくりに関する施策の推進を図る。	緊急に行う必要のある間伐その他の森林づくりに関する事業の推進に要する費用の財源に充てる。
-------------------	------------------------------	--

(施行期日) (平成 20 年 4 月 30 日条例第 27 号抄)

1 この条例は、公布の日から施行し、第 2 条の規定による改正後の長野県森林づくり県民税条例の規定は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 22 年 7 月 8 日条例第 23 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 10 月 11 日条例第 71 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 12 月 18 日条例第 58 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条の次に 1 条を加える改正規定（第 5 条第 2 項に係る部分は除く。）は、公布の日から施行する。

みんなで支える森林づくり推進会議の設置及び運営に関する方針

(平成 20 年 3 月 28 日付け 19 森政第 489 号林務部長通知)
(一部改正 平成 25 年 4 月 24 日付け 25 森政第 48 号林務部長通知)
(一部改正 平成 29 年 3 月 28 日付け 25 森政第 448 号林務部長通知)

(趣旨)

第 1 この方針は、長野県森林づくり県民税を財源とした施策（以下「森林税活用事業」という。）の透明性・公平性の確保等を図ることを目的に設置する「みんなで支える森林づくり推進会議」（以下「推進会議」という。）の設置及び運営について、審議会等の設置及び運営に関する指針（平成 14 年 1 月 18 日付け 13 人第 206 号総務部長通知。以下「指針」という。）の定めにあるもののほか、必要な事項を定めるものである。

(推進会議の定義)

第 2 この方針において、「推進会議」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 県民の代表等からの意見を聴取し、森林税活用事業等に反映させることを目的として、知事が別に定める要綱により設置する「みんなで支える森林づくり県民会議」（以下「県民会議」という。）
- (2) 地域住民の代表等からの意見を聴取し、各地域での森林税活用事業等に反映させることを目的として、地域振興局長が別に定める要綱により設置する「みんなで支える森林づくり地域会議」（以下「地域会議」という。）

(委員)

第 3 県民会議は知事が、地域会議は地域振興局長が委嘱するものをもって構成するものとする。

2 委員の委嘱に当たっては、県民等の意見が幅広く反映されるよう、下記の例示を参考に、幅広い分野からの選任に努めるものとする。

(例示)・学識経験者（森林・林業関係、経済関係等）

- ・市町村の代表者
- ・森林・林業関係の代表者（関係団体、森林所有者、林業従事者等）
- ・企業の代表者（経済団体等）
- ・県民の代表者（消費者団体、教育関係、NPO 法人等）

3 委員の任期は、委嘱の日から 3 年以内とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げないものとする。

(組織)

第 4 各推進会議に、座長及び座長代理を置くものとする。

2 座長は、委員の互選によって決定し、推進会議の会務を総括するものとする。

3 座長代理は、委員のうちから座長の指名によって決定し、座長を補佐し、座長に事故あるときまたは不在のときは、その職務を代理するものとする。

(会議)

- 第5 県民会議は知事が、地域会議は地域振興局長が招集するものとする。
- 2 会議の議長は、座長をもって充てるものとする。
 - 3 座長は、必要と認めるときは関係者の出席を求めて、意見を聴くことができるものとする。

(報告)

- 第6 地域振興局長は、地域会議の実施状況及び意見の概要等について、その都度、知事に報告するものとする。
- 2 知事は、前項の規定により報告のあった内容について、県民会議に報告するものとする。

(その他)

- 第7 この方針に定めるもののほか、推進会議の設置及び運営に関し、県民会議については知事が別に定め、地域会議については地域振興局長が別に定めるものとする。

付 則

この方針は、平成29年度から適用する。

みんなで支える森林づくり県民会議設置要綱

(設置目的)

第1 森林の持つ多面的な機能を持続的に発揮させるための森林づくりを進めるとともに、森林資源の利用及び活用による継続的な森林づくりを推進するため、長野県森林づくり県民税を財源とした施策及び森林づくり指針に関する事項について、県民の代表等から意見をいただくことを目的として、みんなで支える森林づくり県民会議（以下「県民会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 県民会議は、長野県森林づくり県民税を財源とした施策のあり方や内容の検討、事業実施後の成果の検証、森林税の課税期間終了後の継続の可否及び森林づくり指針に関する事項についての検討等を行い、必要に応じ知事に提言を提出する。

(委員)

第3 県民会議は、知事が委嘱する委員をもって構成する。

2 委員の任期は、委嘱の日から3年以内とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(組織)

第4 県民会議に、座長及び座長代理をそれぞれ1名置く。

2 座長は、委員の互選によって決定し、県民会議の会務を総括する。

3 座長代理は、委員のうちから座長の指名によって決定し、座長を補佐し、座長に事故あるときまたは不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 県民会議は知事が招集する。

2 会議の議長は、座長をもって充てる。

3 座長は、必要と認めるときは関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(専門会議)

第6 県民会議に、専門の事項を検討する必要があるときは、専門会議を置くことができる。

2 専門会議の委員は、知事が委嘱する。

3 専門会議の委員は、当該専門の事項の検討が終了したときは、解任されるものとする。

4 第5の規定は、専門会議について準用する。この場合において、「県民会議」とあるのは「専門会議」と読み替えるものとする。

(事務局)

第7 県民会議の事務は、林務部森林政策課において処理するものとする。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、県民会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成20年6月25日から施行する。

2 この要綱は、平成22年4月6日から施行する。

3 この要綱は、平成25年4月24日から施行する。